

『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』の開催について

本講習は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第18号に掲げる特定化学物質を製造し又は取扱う作業（試験研究のため取扱う作業を除く）の特定化学物質等作業主任者選任予定者及び令第6条第20号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業の四アルキル鉛等業主任者選任予定者を対象にした講習です。

講習修了後、試験合格者には「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了証」を交付いたします。

記



1. 日 程
 - 1日目：令和8年6月16日(火) 9:20～16:45 (受付開始 9:00)
 - 2日目：令和8年6月17日(水) 9:20～17:50 (受付開始 9:00)
2. 会 場 青色会館 5F 会議室 (小田原市本町2-3-24)
3. 講 師 協会専任講師
4. 受講資格 特になし
5. 受講料 **【会員】14,550円**(受講料 11,470円、テキスト代 1,480円、弁当代 2日間 1,600円)
【一般】15,050円(受講料 11,470円、テキスト代 1,980円、弁当代 2日間 1,600円)
★NET割引はありません
6. 定 員 36名
7. 講習科目・時間(学科講習)
 - 特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識(4H)
 - 作業環境の改善方法に関する知識(4H)
 - 保護具に関する知識(2H) 関係法令(2H) 学科試験(1H)
8. 申込方法 NET申込
10. 申込締切 6月5日(金)まで
11. 申込取消 6月10日(水)まで それ以降は受講料の返金はできませんので、ご了承下さい。
12. 本人確認について

当講習を受講される方は講習会当日下記①～⑧にあげたうちの、いずれかの本人確認証明書を
ご持参頂きたく、宜しくお願い申し上げます。受付時に確認させていただきます。

- ① 国の法律に定められた免許証(自動車運転免許証、衛生管理者免許証等)
- ② 住民基本台帳(住基カード)、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本(謄本)
- ③ 健康保険被保険者証(健康保険証) ④ パスポート(旅券) ⑤ 学生証、卒業証明書
- ⑥ 外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- ⑦ H28年2月1日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
- ⑧ " 再交付技能講習修了証

13. 注意事項

※2日目の試験時用に鉛筆(B、2B)及びプラスチック消しゴムのご用意をお願いします。

※申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、本講習の的確な実施のためにのみ利用させていただきます。